

2章 情報収集・連絡

(1) 市災害対策本部との連絡及び収集する情報

災害対策本部から収集する情報を表2-2-1に示す。

表の情報収集項目は、災害廃棄物の収集運搬・処理対応において必要となることから、速やかに課内及び関係者に周知する。また、時間の経過に伴い、被災・被害状況が明らかになるとともに、問題や課題、必要となる支援も変化することから、定期的に新しい情報を収集する。

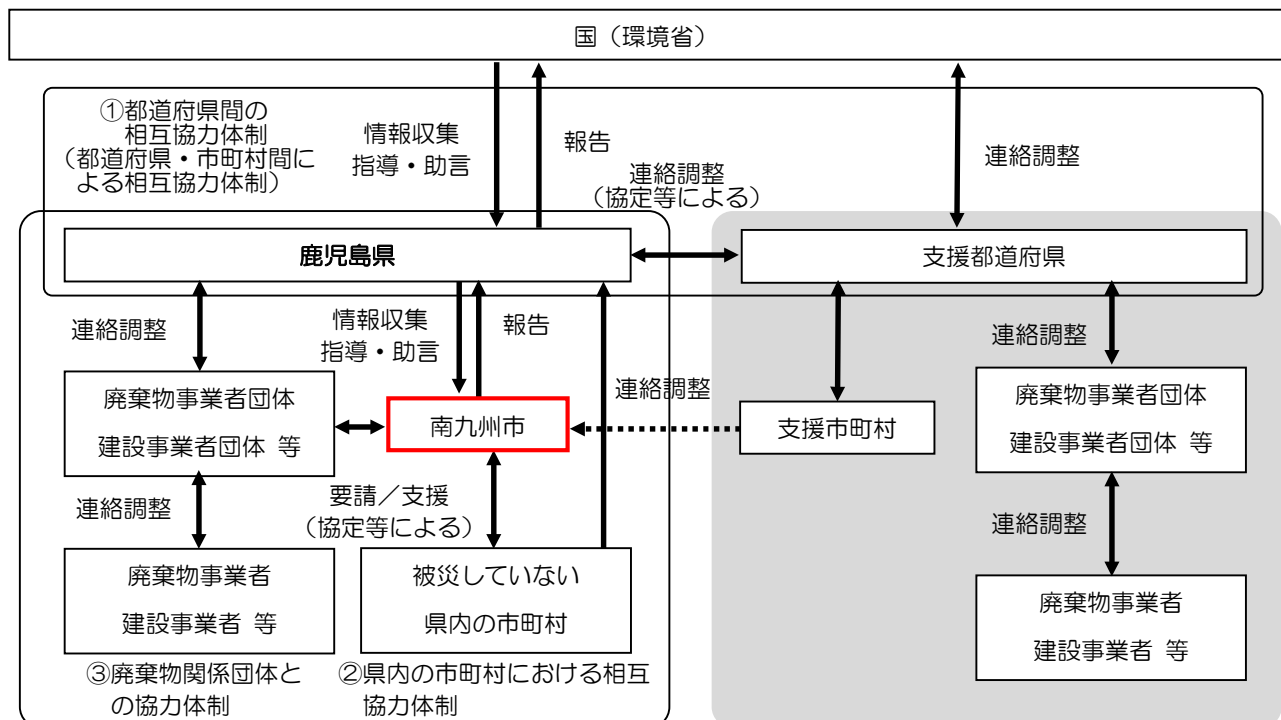
表2-2-1 災害対策本部から収集する情報の内容

区分	情報収集項目	目的
避難所と避難者数の把握	- 避難所名 - 各避難所の避難者数 - 各避難所の仮設トイレ数	- トイレ不足数把握 - 生活ごみ、し尿の発生量把握
建物の被害状況の把握	- 市内の建物の全壊及び半壊棟数 - 市内の建物の焼失棟数	要処理廃棄物量及び種類等の把握
上下水道の被害及び復旧状況の把握	- 担当者氏名 - 報告年月日 - 水道施設の被害状況 - 断水（水道被害）の状況と復旧の見通し - 下水処理施設の被災状況	- インフラの状況把握 - し尿発生量や生活ごみの性状変化を把握
道路・橋梁の被害の把握	被害状況と開通見通し	- 廃棄物の収集運搬体制への影響把握 - 仮置場、運搬ルート把握

(2) 国、近隣他都道府県等との連絡

災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制を図2-2-1に示す。

広域的な相互協力体制を確立するために、県を通して国（環境省）や支援都道府県の担当課との連絡体制を整備し、被災状況に応じた支援を要請できるよう、定期的に連絡調整や報告を行う。



出典：災害廃棄物対策指針（環境省，平成26年3月）図2-1-2を編集

図2-2-1 災害廃棄物処理に係る広域的な相互協力体制

(3) 県との連絡及び報告する情報

災害廃棄物処理に関して、県へ報告する情報を表2-2-2に示す。

市は、発災後迅速に災害廃棄物処理体制を構築し処理を進めるため、速やかに市内等の災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被害状況等について、情報収集を行う。特に、優先的な処理が求められる腐敗性あるいは有害廃棄物等の情報を早期に把握することで、周辺環境の悪化を防ぎ、以後の廃棄物処理を円滑に進めることが可能となる。

正確な情報が得難い場合は、県への職員の派遣要請や、民間事業者団体のネットワークの活用等、積極的な情報収集を行う。

なお、県との連絡窓口を明確にしておき、発災直後だけでなく、定期的に情報収集を行う。

表2-2-2 県へ報告する情報の内容

区分	情報収集項目	目的
災害廃棄物の発生状況	・ 災害廃棄物の種類と量 ・ 必要な支援	迅速な処理体制の構築支援
廃棄物処理施設の被災状況	・ 被災状況 ・ 復旧見通し ・ 必要な支援	
仮置場整備状況	・ 仮置場の位置と規模 ・ 必要資材の調達状況 ・ 運営体制の確保に必要な支援	
腐敗性廃棄物・有害廃棄物の発生状況	・ 腐敗性廃棄物の種類と量及び処理状況 ・ 有害廃棄物の種類と量及び拡散状況	生活環境の迅速な保全に向けた支援